

京丹波町告示第51号

京丹波町移住受入体制整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における農村機能を維持し、地域の活性化を図るため、本町への移住受入体制整備促進事業を実施するものに対し、京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号。以下「京都府条例」という。）、地域受入体制整備促進事業実施要領（平成25年5月1日付け5農村第452号）、企業連携移住促進事業実施要領（平成29年7月7日付け9農村第761号）、移住者起業支援事業実施要領（平成29年7月7日付け9農村第762号）、京丹波町補助金等交付規則（平成17年京丹波町規則第25号）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域の団体 地域に根ざして活動を行う複数の自治会等により構成された団体、又は移住者の受入及び移住後の支援を丁寧に行う体制を整備している法人（公益法人、NPO法人等）であって、次に掲げる要件の全てに適合するものをいう。

ア 事業を行う地域の事情に詳しく、移住者の受入れだけでなく移住後の支援まで丁寧に行う体制を整備していること。

イ 事業の事務手続きを適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局の体制、代表者、並びに意志決定、事務処理及び会計処理の方法を規約等で定めていること。

ウ 団体の運営に当たって、一つの手続きにつき複数の者が関与する等当該事務手続きに係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(2) 移住者 本町へ定住の意志を持って転入しようとする者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすること。

イ 本町において空き家を購入し、又は賃借すること。

ウ イの空き家所有者と2親等以内のものでないこと。

(3) 空き家 居住を目的として町内に建築された住宅のうち、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）住宅をいう。

(4) お試し住宅 移住希望者が、地域での暮らしの体験、地域住民との交流等を目的として、短期間居住し、又は滞在する施設（1世帯当たりの居住又は滞在に係る利用期間が通算して1年以内のものに限る。）をいう。

(5) シェアオフィス 複数の小規模事業者が共同利用する事務所をいう。

(6) 企業等 町内に事業所（事務所、店舗、工場等）を有する、又は町内に新たに事業所を設置する予定の法人又は個人事業者をいう。

(7) 移住者用住宅 企業等又は地域の団体が整備する、移住者が居住するための賃貸住宅（一戸建、集合住宅等）をいう。

(8) 起業 事業所を新たに設置し、営業を開始すること。なお、他地域において事業経営を行っていた者が、本事業の対象区域内に移住し新たに事業所を設置する場合も含む。

(事業の種類等)

第3条 移住受入体制整備促進事業の種類、補助対象経費、補助金額及び補助対象者は、別表に定めるとおりとする。

(実施計画の承認申請)

第4条 移住受入体制整備促進事業を実施しようとする補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、京丹波町移住受入体制整備促進事業実施計画承認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、当該実施計画の承認の可否を決定し、その結果を京丹波町移住受入体制整備促進事業実施計画承認（不承認）通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認の決定を受けたもので、実施計画の内容を変更しようとするときは、京丹波町移住受入体制整備促進事業実施計画変更承認申請書（様式第3号）に当該変更に係る必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の総額及び事業の期間に変更が生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りではない。

4 町長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、当該実施計画変更の承認の可否を決定し、そ

の結果を京丹波町移住受入体制整備促進事業実施計画変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第5条 前条の規定により承認を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、京丹波町移住受入体制整備促進事業補助金交付申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を京丹波町移住受入体制整備促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 前項の規定による補助金交付の決定を受けたもので、当該事業の内容について変更をしようとするとき又は当該移住受入体制整備促進事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、京丹波町移住受入体制整備促進事業補助金変更交付申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の総額及び事業の期間に変更が生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を京丹波町移住受入体制整備促進事業補助金変更交付決定（不交付）通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（着手届）

第8条 補助事業者は、移住受入体制整備促進事業に着手したときは、京丹波町移住受入体制整備促進事業着手届（様式第9号）を着手の日から3日以内に町長に提出しなければならない。

（指令前着手届）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定がある前に移住受入体制整備促進事業に着手する場合は、京丹波町移住受入体制整備促進事業指令前着手届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（完了届）

第10条 補助事業者は、移住受入体制整備促進事業が完了したときは、京丹波町移住受入体制整備促進事業完了届（様式第11号）を完了の日から5日以内に町長に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第11条 補助事業者は、補助金の交付のあった年度の12月末日現在における遂行状況を作成し、翌年の1月末までに京丹波町移住受入体制整備促進事業補助金遂行状況報告書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者等は、移住受入体制整備促進事業が完了したときは、京丹波町移住受入体制整備促進事業補助金実績報告書（様式第13号）に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、適当と認めたときは、京丹波町移住受入

体制整備促進事業補助金額確定通知書（様式第14号）を補助事業者等に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他移住受入体制整備促進事業に関して補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反等したとき若しくは第6条の規定により補助金の交付の決定を受けたものが移住受入体制整備促進事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実施状況の報告）

第15条 移住者起業支援事業を実施した補助事業者は、事業完了年度を含む5年間において、実施状況報告書（様式第15号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条に定めるときのほか、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（提出書類の特例）

第17条 第4条、第5条、第7条、第12条及び第15条に定める提出書類は京都府の補助事業の採択を受けているもので、当該事業の要領に定めのある様式を使用しても差し支えないものとする。

（その他）

第18条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

移住受入体制整備促進事業の種類	補助対象経費	補助金額	補助対象者
<p>(1) 地域受入体制整備促進事業</p>	<p>農山漁村移住促進特別区域又は本事業を行うことにより移住促進特別区域の指定を受けようとする地域（当該地域を構成地域の全部又は一部として移住促進特別区域指定の申し出を行う地域の内に人口集中地区が含まれない場合に限る）において、移住者の受入を促進するために行う次に掲げる事業に要する経費（(3)については、農山漁村移住促進特別区域において行うものに限る。）</p> <p>(1) 移住促進ビジョンの作成 地域内の話し合い等により、地域の将来人口の予測、望ましい人口構成及び移住者数、求める移住者像並びに空き家及び農地活用による移住の促進及び地域</p>	<p>補助対象事業費の総額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）。ただし50万円を限度とする。</p>	<p>地域の団体等</p>

	<p>の活性化に関する取組等をまとめた移住促進ビジョンの作成</p> <p>(2) 空き家及び農地の実態調査の実施並びにデータベースの作成</p> <p>地域内の空き家及び農地の実態調査（数、面積、位置、要修繕の程度、所有者の賃貸、譲渡等の意向及び条件等）の実施及びデータベース化</p> <p>(3) 移住者受入活動の実施</p> <p>お試し住宅及び移住者向けシェアオフィス等利用者の募集、移住希望者との面談、受入前の調整、移住後のフォロー等移住者又は移住希望者に対して行う活動</p> <p>(4) その他移住者受入体制の整備のための活動の実施</p> <p>専門家招へい、先進地調査等</p>		
<p>(2) 企業連携移住促進事業</p>	<p>移住者用住宅の新築又は改修等並びに住宅の敷地の整備に要する経費</p> <p>ただし、本事業の対象工事と同一部位に対して、国又は町から補</p>	<p>補助対象事業費の3分の1以内。移住者用住宅1戸当たりの補助額は60万</p>	<p>企業等又は地域の団体</p>

	<p>助金等が交付されたことがない場合に限る。</p> <p>また、用地取得費用及び補償費は対象外とする。</p>	<p>円以内。ただし</p> <p>1 事業実施主体当たりの補助額は600万円以内（集合住宅等の場合）。</p>	
<p>(3) 移住者起業支援事業</p>	<p>住宅や空き施設等を活用した店舗、事務所等を開設するために必要な、施設の改修及び増築等並びに設備機器類等の整備に要する経費</p> <p>ただし、本事業の対象工事と同一の部位に対して、国又は町から補助金等が交付されたことがない場合に限る。</p> <p>また、用地取得費用及び補償費は対象外とする。</p>	<p>補助対象事業費の3分の2以内。1事業者当たりの補助額は300万円以内</p>	<p>移住者又は代表者が移住者である法人</p>